

## ○桜井市広告料収入事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、多様化・複雑化する市民ニーズに的確に対応し、市民サービスの向上を図るとともに、地域経済の活性化に資することを目的として実施する桜井市広告料収入事業（以下「事業」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

**第2条** 事業は、本市が発行する広報物及び印刷物、本市が所有する公用車及び構造物、本市のホームページその他本市が提供する媒体に対する企業等による広告物の掲載又は掲出（以下「広告掲載」という。）について、市長が承諾又は許可（以下「承諾等」という。）を行うことにより、収入の増加又は経費節減を図るものとする。

(広告掲載の基準等)

**第3条** 市長は、広告掲載に関する基準を、別に定めるものとする。

2 市長は、前項の基準に合致する広告掲載について検討を行う桜井市広告料収入検討委員会を設置し、その適否を判断するものとする。

(広告掲載の募集方法等)

**第4条** 広告掲載の募集方法、広告の規格その他必要な事項は、広告媒体ごとに市長が別に定める。

(広告掲載の承諾等)

**第5条** 広告掲載を行おうとする者は、当該広告掲載に係る広告物の内容、デザイン、形状、材質等（以下これらを「仕様」という。）について、あらかじめ市長の承諾等を受けなければならない。

2 前項の規定による承諾等を受けようとする者は、当該承諾等に係る必要な手続等を、広告代理業を営む者、広告看板等の制作業者及びこれらに類する者（以下「広告取扱者」という。）に代行させることができる。

3 市長は、承諾等を行うに際して、仕様の変更を指示し、又は必要な条件を付することができる。

(権利譲渡等の禁止)

**第6条** 前条の規定により広告掲載の承諾等を受けた者（以下「広告主」という。）は、承諾等を受けた広告掲載の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。ただし、あらかじめ市長の承認を得たときは、この限りでない。

(広告物の掲載)

**第7条** 広告主又は広告取扱者は、広告掲載するときは、広告掲載の方法、日程等について市長と協議の上、その指示に従わなければならない。

(広告主及び広告取扱者の義務)

**第8条** 広告主及び広告取扱者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。

(2) 広告に関し問題が生じた場合は、市長と協議の上、その指示に従うこと。

(契約の解除又は許可の取消し)

**第9条** 市長は、広告主及び広告取扱者が第5条第3項の規定による指示又は条件に従わないとき、承諾等を行った後の事情変更等により広告の内容等が第3条の基準に抵触したとき、その他市長が特に必要があると認めるときは、広告掲載にかかる契約を解除し、又は許可を

取り消すことができる。

(広告物の撤去等)

**第10条** 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約又は第5条第3項の規定による承諾等の条件で定めるところにより、自ら広告物の撤去、削除又は塗りつぶし等を行うことができる。

- (1) 広告主及び広告取扱者が広告掲載の期間満了後において広告物を撤去せず、又は削除しないとき。
- (2) 前条の規定により広告掲載に係る契約の解除又は許可の取消しをなされた広告主及び広告取扱者が広告物を撤去せず、又は削除しないとき（広告物が広報物又は印刷物である場合にあっては、契約の解除をなされたとき）。
- (3) 広告主が、桜井市の指名競争入札資格の停止又は取消しを受けたとき。
- (4) 広告主が、倒産、解散等により消滅したとき。

2 前項の広告物の撤去、削除又は塗りつぶし等に要する費用は、広告主及び広告取扱者の負担とする。ただし、前項第4号の事由による場合は、この限りでない。

(委任)

**第11条** この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

#### 附 則（平成31年2月桜井市告示第33号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。